

北海道国立大学機構オープンアクセス方針

令和6年12月24日制定

(趣旨)

- 1 北海道国立大学機構（以下「機構」という。）は、商学・農畜産学・工学の連携・融合による地域の課題解決に向けた学術振興及び研究成果の社会実装を通じて、北海道経済・産業の発展、国際社会の繁栄及び持続可能な社会の実現に貢献するため、研究成果を国内外に広く発信することにより、学術研究のさらなる発展に寄与するとともに、その成果を社会に還元することを目的として、オープンアクセスに関する方針を以下のとおり定める。

(研究成果の公開)

- 2 機構は、出版社、学協会、学内部局等が発行する学術雑誌等に掲載された教職員等の研究成果（以下「研究成果」という。）を、機構が設置する国立大学の機関リポジトリ（以下「リポジトリ」という。）等によって広く無償で公開する。ただし、研究成果の著作権は、機構には移転しない。

(適用の例外)

- 3 前条にかかわらず、リポジトリによる公開が適切でないと判断した場合、機構は当該研究成果を公開しない。
- 4 教職員等が申請する競争的研究費制度等にオープンアクセスに関する規定がある場合には、本方針にかかわらず、当該制度の規定に従うものとする。

(適用の不遡及)

- 5 本方針施行以前に出版された研究成果や、本方針施行以前に本方針と相反する契約を締結した研究成果には、本方針は適用しない。

(リポジトリへの登録)

- 6 教職員等は、研究成果について、リポジトリ登録が許諾される適切な版を、共著者の同意を得た上で、できるだけすみやかに機構に提出する。リポジトリへの登録、公開等、リポジトリに関する事項は、大学が定めるリポジトリ運用指針等に基づき取り扱う。

(その他)

- 7 本方針に定めるもののほか、オープンアクセスに関し必要な事項は、関係者間で協議して定める。